１．

　　平成３０年１０月に制定した「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の第１６条において、手話は言語であるという認識に基づき大変重要であると考えております。国や都・他自治体の動向を見据えて聴覚障害者に対する施策の充実を図るよう今後も進めて参ります。

２．

　　区では民間のメールサービスを活用し、区民の皆様が予め登録した携帯電話機やパソコン等のアドレスに気象や地震、緊急情報を配信するとともに、緊急地震速報については、平成２２年度より、第３庁舎１階と２階にＬＥＤ電光表示板と回転灯を３台設置し、２６年度には北沢総合支所と砧総合支所に、２９年度は烏山総合支所に設置したと伺っております。なお、玉川総合支所は改築工事が完了する平成３２年度以降に設置作業を進める旨の報告を受けております。

また、指定避難所となる区立小中学校には筆談器を備蓄するとともに、昨年度に作成した「避難所運営マニュアル（標準版）」では、聴覚障害のある方の困っていることや必要とする支援について記載し、地区の避難所運営組織の方々に配慮の必要な方々への対応について周知していると伺っております。加えて平成３０年度には、指定避難所となる区立小中学校にWi-Fiを整備し、聴覚障害者を含む避難者が情報収集できる環境を整えたとの報告がありました。

首都直下地震など大規模災害への備えは急務であり、懸案である本庁舎整備の早期実現と併せ、聴覚障害者の減災対策をさらに充実するようハード・ソフト両面から引き続き進めて参ります。

自由民主党世田谷区議団

幹事長　　和田ひでとし

政調会長　上山なおのり